

## 京都市こども誰でも通園における減免等について

注 以下の内容には京都市会の議決等を要する内容が含まれており、現時点では案の段階です。今後、内容が変更となる場合がありますのでご了承ください。

令和8年2月9日に京都市こども誰でも通園に関する実施概要をお知らせしましたが、利用料の減免やこれに伴う加算について、国から通知がなく、詳細が不明な状態となっていました。

この度、国からの通知案が届きましたので、以下のとおりお知らせします。

### 1 利用料の減免

#### (1) 生活保護受給世帯

利用料	減額
1時間当たりの利用料が100円以上200円未満の場合	100円
〃 200円以上300円未満の場合	200円
〃 300円以上の場合	300円

※ ただし、減免を受けることができない施設もあります

#### (2) 市民税所得割合算額 77,101円未満（概ね年収 360万円未満）

利用料	減額
1時間当たりの利用料が100円以上200円未満の場合	100円
〃 200円以上の場合	200円

### 2 減免の適用時期

本市の認定後から適用となります。

### 3 申請方法等

- こども誰でも通園の利用申請がまだの方は、スマート申請により、こども誰でも通園の利用申請と併せて減免申請も行ってください。
- 既に利用申請は完了しており、新たに減免のみ申請されたい場合、減免内容が変更になった場合、減免要件に合致しなくなった場合等は、スマート申請（変更）により減免のみ申請を行ってください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000349886.html>

※ スマート申請は令和8年3月23日（月）から受付開始予定

#### 4 その他

- 本市における減免認定後においても、利用者からの申請の有無に関わらず、本市において減免要件に合致しているか等を確認する場合があります。
- 特に市民税所得割合算額 77,101 円未満の減免に係る適否については、利用月の属する年度（4月から8月の利用については前年度）分の税額を確認し、減免要件に合致しない場合は9月1日以降、本市において減免を取り消します。
- 1月1日時点において本市に居住しておらず、本市において税情報を確認できない場合は、課税状況がわかる資料の提出を求める場合があります。